

第10回 食品ロス削減全国大会 in 那須塩原市 企画・運營業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 概要

(1) 業務の名称

第10回 食品ロス削減全国大会 in 那須塩原市 企画・運營業務委託

(2) 業務の目的

食品ロス削減に向けた国民運動の展開、先進事例の共有、機運醸成を図るため。

(3) 業務の内容

別紙仕様書に記載のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

(5) 提案上限額

金 10,782,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 地方自治法第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。

(3) 那須塩原市建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、開始手続の決定後、那須塩原市入札参加資格再認定を受けていること。

(5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。併せて、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等がないこと。

(6) 過去5年以内に、国または地方公共団体が主催する参加者500名以上のイベント（ハイブリッド開催を含む）の企画・運營業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。

3 参加手続

提出書類はすべてPDF形式の電子データを1部提出すること。

(1) 参加申請

参加申請書（様式第1号）及び参加資格要件確認書（様式第1号2）に必要事項を記入し、添付書類とともに、令和8年5月1日（金）正午までに電子メールにより提出すること。

(2) 質疑

本件に関する質疑は、質疑書（様式第2号）により、令和8年4月28日（火）正午までに電子メールにより提出すること。回答は令和8年5月1日（金）に公表する。

4 企画提案書の作成、提出等

提出書類はすべてPDF形式の電子データを1部提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式第3号）

イ 業務実施体制図（様式第4号）

ウ 履行実績等（様式第5号）

エ 企画提案書（任意様式、A4横。仕様書の項目に沿って記載すること）

オ 見積書及び内訳書（任意様式）

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書等（様式第3号～第5号、及び任意様式の企画提案書）について
形式：企画提案書はA4横書きとする。

文字サイズ：読みやすさを考慮し、フォントサイズは10.5ポイント以上とする（図表等はこの限りではない）

ページ数：企画提案書（任意様式）は20ページ以内とする。

イ 見積書及び内訳書について

金額の記載：契約希望金額の総額（消費税及び地方消費税を含んだ金額）を記載すること。

費用の範囲：見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

提出部数・押印：見積書は、代表者印を押印したものをPDF形式の電子データで1部提出すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和8年5月19日（火）正午までに提出すること。

イ 提出先：circular-economy@city.nasushiobara.tochigi.jp

5 審査及び契約候補者の特定

(1) 1次審査（書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書面審査を行う。

イ 1次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数が上位の最大3者から企画提案に係るプレゼンテーションを受ける。ただし、企画提案書の提出者が3以内の場合は参加資格確認のみ行う。

ウ 1次審査の結果は、令和8年5月21日（木）までに電子メールにより通知する。

(2) 2次審査（プレゼンテーション）

ア 開催日時:令和8年5月27日(水)を予定

詳細については、(1)ウの通知に合わせて通知する。

イ 開催場所:那須塩原市役所 本庁舎 3階 303会議室

ウ 提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションに当たっては、本業務において予定している主担当者は必ず出席すること。

オ プレゼンテーションに当たって、こちらで用意する大型掲示装置を使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、当日持参すること。

カ プレゼンテーションの時間は、30分(説明15分、質疑応答15分)とする(準備に要する時間は、別途確保する。)

(3) 契約候補者の特定

プレゼンテーションを受けた企画提案について、別に定める評価基準により2次審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

2次評価の結果は、令和8年6月3日(水)までに電子メールにより通知する。

6 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載金額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

7 その他

企画提案書の提出後提案者が2(1)~(6)に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったときその他本実施要綱等に違反したときは、当該提案者の提案は、無効とする。

企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

提出された資料は、返却しない。また、提出資料は那須塩原市情報公開条例(平成20年那須塩原市条例第31号)の規定による開示請求の対象となることがある。

審査結果に対する不服の申立ては、一切認めない。

8 提出先・問い合わせ先

栃木県那須塩原市共壘社108番地2

那須塩原市役所 環境戦略部 サーキュラーエコノミー課 一般廃棄物係

電話 0287-62-7301

電子メール circular-economy@city.nasushiobara.tochigi.jp

担当 渡辺、鈴木